

## 愛知県観光消費喚起事業費補助金 Q & A

(第3版) 2020.10.5

### \* 二重下線部が第2版からの追加箇所

#### (マニュアル「2. 補助対象」関係)

**Q2-1 主たる営業所又はその他の営業所を愛知県内に設置する旅行業者が実施する旅行商品が補助対象とのことですが、旅行の申込みは店頭に限りますか。**

ウェブや外務員による申込みの受付も可能です。なお、店頭での販売は、県内の営業所に限定してください。

**Q2-2 個人向けであれば「主として、愛知県内を出発地とし…」、団体向けであれば「愛知県内を出発地とすること」とありますが、お客さまの居住地の確認は必要ですか。**

不要です。

**Q2-3 団体向け募集型企画旅行商品について、個人に対して募集し、15名以上集客した場合、「団体向け」の適用条件を満たすことになりますか。**

適用条件を満たすことになります。

**Q2-4 有料の素材について、たとえば、入場は無料だが、お客さまの任意で有料の体験プログラムを選択するような施設は対象になりますか。**

お客さまが有料の体験プログラムを選択しなくてもいい場合は、有料の素材の対象になりません(無料の素材の対象にはなります)。ただし、お客さまが、必ず有料の体験プログラムを実施する行程となっている場合は、対象になります。同様に、入場無料の買い物スポットに立ち寄り、買い物をするかどうかがお客さまの自由意思に任されている場合は、有料の素材には該当しません(無料の素材には該当します)。

**Q2-5 たとえば、宿泊施設側が造成した「●●パーク入場券付き宿泊プラン」を旅行業者が販売する場合、補助対象となりますか。**

旅行業者が企画旅行商品として販売する場合は、対象となります。

**Q 2-6 有料の素材の例示で「昼食」がありますが、お弁当でも対象になりますか。**

愛知県内の事業所から購入する場合は、対象となります。

**Q 2-7 団体ツアーについて、現地集合・現地解散の商品も、補助対象になりますか。**

補助対象となります。

**Q 2-8 宿泊に体験プログラム等を組み込んだセットプランで、旅行開始後に体験プログラム等が天候不良等で中止され、宿泊のみ利用した場合、補助の対象となりますか。**

当該体験プログラム等の料金について、お客さまに全額返金した場合は、対象となります。ただし、体験プログラム等を中止した理由書と、お客さまに返金したことを証する書類を保管しておいてください（実績報告の際、提出していただきます）。なお、台風等により、あらかじめ体験プログラム等の実施が危ぶまれる場合は、旅行開始前にお客さまに旅行に参加するか確認したり、催行を中止するなど、適切な対応を行ってください。

**Q 2-9 お客さまに対し、割引価格で販売することの告知は、交付申請後であれば可能ですか。**

割引価格での販売は、交付決定後でなければできないため、事前の告知は、交付申請中であることに留めるとともに、お客さまに割引価格での販売が決定したと誤認させることがないように、注意してください。

**Q 2-10 宿泊ツアーで、国民休暇村、寺泊、民泊、キャンプ場、貸別荘、教育団体向け合宿施設等を利用する場合も、補助対象になりますか。**

適法に宿泊できる有料の施設であれば、補助対象となります。

**Q 2-11 宿泊ツアーで、無料の宿泊施設を利用する場合も、補助対象になりますか。**

この補助金は、観光消費を喚起することが目的ですので、宿泊ツアーで、無料の宿泊施設を利用する場合は、補助対象になりません。

**Q 2-12 ツアー中に、他県に宿泊や立ち寄りをする場合も、補助対象になりますか。**

この補助金の条件（マニュアル2ページ参照）を満たしているのであれば、他県で

の宿泊や立ち寄りをする場合も、補助対象になります。ただし、団体ツアーで、宿泊以外の県内の素材を2つ以上組込むものの、県内で宿泊せず県外で宿泊するツアーは、対象外です。

### (マニュアル「3. 補助金の額」関係)

#### **Q3-1 同一人物が複数回、割引した旅行商品を購入することは可能ですか。**

可能です。

#### **Q3-2 小人料金も補助対象ですか。**

対象です。補助金の額は、大人と同様、1人1回あたり割引前の価格の1/2で、上限10,000円（ただし、千円未満は切り捨て）となります。

### (マニュアル「4. 申請上の注意点」関係)

#### **Q4-1 グループ会社は別会社とみなして、個々に申請が可能ですか。**

法人として別に登記され、旅行業登録番号が別であれば、個々に申請が可能です。ただし、グループ会社であっても、旅行業法第4条第1項第2号に規定する主たる営業所又はその他の営業所が愛知県内にあることが条件です。

#### **Q4-2 当社（企画実施会社）の販売代理店も申請することができますか。**

法人として別に登記され、旅行業登録番号が別であれば、申請が可能です。ただし、企画実施会社が本補助金を活用して造成した商品を代売するだけの場合、この販売代理店が申請する必要はありません。

#### **Q4-3 「申請は、会社ごとにまとめて」とあるが、一度申請したら、追加で申請することはできませんか。**

追加の申請は妨げません。しかし、追加申請時には補助金がなくなっていることも想定されますので、販売の可能性が高い商品・団体は、最初の申請時に申請することをおすすめします。なお、上限額は会社ごとに決まっているので、追加申請する場合でも、前回の申請額との合計額を超えて申請することはできません。

(マニュアル「8. 既存商品への対応」関係)

Q8-1 既存商品への割引適用を実施する際、既に完成しているパンフレットに特別価格を案内する紙を挟み込み、取引条件の一部として取り扱うようにとのことですが、パンフレットに多くの商品が載っている場合の取扱いはどのようにすればいいですか。

別紙や裏面に、割引後の販売価格を表組みで掲載する方法が考えられます。

例えば、マニュアル7ページの例にある「2. 販売代金」欄には、「別紙（裏面）をご覧ください。」と記載し、別紙（裏面）に以下のような表を掲載することが考えられます。なお、別紙として扱う場合には、ホチキス留めするなど、バラバラにならないよう工夫してください。

P.4 ●●ホテル（コース番号 00-0000）

		1室 利用人数	LOVE あいちキャンプ 価格（小人）	愛知県からの 補助額（小人）
J R 付 き プ ラ ン	平・休日	4名以上	6,800 (4,960)	6,000 (4,000)
		3名	7,200 (5,240)	6,000 (4,000)
		2名	7,800 (5,360)	7,000 (5,000)
		1名	9,000	9,000
	休前日	4名以上	8,200 (6,060)	7,000 (5,000)
		3名	8,800 (6,340)	8,000 (5,000)
		2名	9,800 (6,460)	8,000 (6,000)
		1名	11,000	10,000
宿 泊 の み	割引の適用はありません。			

**Q 8-2 宿泊単品の既存商品に、有料の素材を組み込む場合、料金パターンが多くなり、補助金の額を明示することが困難ですが、どのように対応すればよいですか。**

補助金の額を明示することは必須となりますので、たとえば、以下のように価格帯別にグルーピングするなどの工夫をお願いします。

P. 4 ●●ホテル（コース番号 00-0000）

		1室 利用人数	LOVE あいちキャンパ <sup>ン</sup> 価格（小人）	愛知県からの 補助額（小人）
A プラン	平・休日	4名以上	6,800 (4,960)	6,000 (4,000)
		3名	7,200 (5,240)	6,000 (4,000)
		2名	7,800 (5,360)	7,000 (5,000)
		1名	9,000	9,000
	休前日	4名以上	8,200 (6,060)	7,000 (5,000)
		3名	8,800 (6,340)	8,000 (5,000)
		2名	9,800 (6,460)	8,000 (6,000)
		1名	11,000	10,000
B プラン	平・休日	4名以上	7,800 (5,360)	7,000 (5,000)
		3名	8,200 (5,640)	7,000 (5,000)
		2名	8,800 (6,760)	8,000 (5,000)
		1名	10,000	10,000
	休前日	4名以上	9,800 (6,460)	8,000 (6,000)
		3名	9,900 (7,230)	9,000 (6,000)
		2名	10,800 (7,860)	9,000 (6,000)
		1名	13,000	10,000

【Aプラン】●●ミュージアム入館券、●●タワー入場券、●●体験、●●温泉入浴券から1つお選びいただけます。

【Bプラン】●●パーク入場券、●●館入場券、●●レストランご昼食、●●体験、●●一日乗り放題から1つお選びいただけます。

**（マニュアル「9. 補助金の申請から請求まで」関係）**

**Q 9-1 本社が東京にあるのですが、交付申請書（様式第1号）を「中部事業部」等の当地域を所管する事業部等の名義で提出することはできますか。**

「委任状」（要綱に参考様式があります。）を提出していただくことで、当該事業部の代表者から提出していただくことが可能です。ただし、その場合、当該事業部を会社の代表と扱うので、他の事業部から別個の申請を受け付けることはできません。

**Q9-2 交付決定後、交付申請の際に提出した、補助金算出シート（様式第3号）に記載した商品以外に補助金を流用することはできますか。**

原則として、できません。ただし、団体向け受注型企画旅行において、団体名の変更は可とします。

**第2弾からは、まとめでの交付決定とするため、流用が可能となります。**

**Q9-3 交付決定後、交付申請の際に提出した、補助金算出シート（様式第3号）に記載した商品・団体について、泊数や発地、宿泊地（日帰りの場合は、有料の素材）、出発日、条件、正規料金、補助額、お客様が購入する値段、催行期間に変更が生じた場合の取扱いは。**

変更した内容で催行しても、要綱やマニュアルが規定する条件に合っていれば、補助の対象となります。ただし、交付決定通知書（様式第4号）の「1 補助金の額」の合計欄の額を超えて補助金を交付することはありません。

**Q9-4 交付申請書（様式第1号）に、「行程表・パンフレットなどツアー内容がわかる書類」の添付が必要とのことですが、この段階で、「LOVE あいちキャンペーン」のロゴを行程表・パンフレットに掲載する必要がありますか。**

その必要はありません。

**Q9-5 書類の提出は郵送ですか。**

郵送です。ただし、いきなり郵送するのではなく、まずは、関係書類を事務局宛てにメール、または FAX でお送りください。事務局で仮受付し、内容を確認した上で、不備があれば修正のお願いをさせていただきます。正しい書類が整った段階でご連絡しますので、事務局が指定する期日までに押印した原本を郵送してください。この「メール、または FAX で仮受付・確認」→「原本を郵送」の手続きは、他の書類の提出でも同様です。なお、集中受付期間は、10/14～16 に仮受付したものが対象になります。ただし、仮受付した場合でも、正式な書類が整わず、原本が到着しない場合、補助金の交付決定は行いません。

**（マニュアル「10. 旅行を実施したこと等を証明できる書類」関係）**

**Q10-1 事務局が定める「宿泊証明書」や「立ち寄り証明書」は、どこで入手できますか。**

愛知県観光消費喚起事業特設 WEB サイト

<https://www.aichi-kankoshohi.com> で入手いただけます。

**Q10-2 全ての商品で「宿泊証明書」と「立ち寄り証明書」の両方が必要ですか。**

両方は必要ありません。商品により、以下のとおり、証明書を提出してください。

個人向け募集型企画旅行商品…宿泊証明書

個人向け受注型企画旅行商品…宿泊証明書

団体向け募集型・受注型企画旅行商品（宿泊）…宿泊証明書

団体向け募集型・受注型企画旅行商品（日帰り）…立ち寄り証明書

**（マニュアル「11. 手続き上の注意点」関係）**

**Q11-1 「事業内容の変更」及び「交付決定額の変更」について、補助金算出シート（様式第3号）に記載した商品・団体ごとに変更の対象となりますか。**

商品・団体ごとには対象になりません。交付決定通知書（様式第4号）の「1 補助金の額」の合計欄の額に対して、変更の是非を判断します。

**（マニュアル「14. 感染症拡大防止への取組み」関係）**

**Q14-1 立ち寄り施設及び宿泊施設は、新型コロナウイルス感染防止対策を実施する「安全・安心宣言施設」の登録を行い、必ずPRステッカー・ポスターの掲示をするように規程されていますが、登録しないとどうなりますか。**

商品造成や旅程を組む前に必ず施設等にご確認ください。登録をされていない施設を組み込み、登録をしないままツアーを催行した場合は、交付決定を取り消す場合があります。